

# ボランティア



Osaka Vol.43  
2006 Winter

発行 (福)大阪府社会福祉協議会  
大阪府ボランティア・  
市民活動センター



## 「特集」多彩な分野に広がるボランティア活動



# Hello! ボランティアセンター

## 松原市社会福祉協議会 ボランティアセンター

松原市新堂1-589-6 松原市総合福祉会館内  
TEL・FAX 072-339-0741

### 身体・知的・精神障害者施設との共催で、 初心者向け講座を開催

近鉄南大阪線河内松原駅から徒歩10分、国道309号線沿いにある松原市社会福祉協議会のボランティアセンター。現在、42のボランティアグループと個人ボランティア約230人が、主に高齢者や障害者に対する福祉分野や国際交流分野で活動を行っています。これらグループの活動やボランティア情報などは、年6回全戸配布される「社協まつばら」に掲載され、広く市民に情報提供されています。

ボランティアグループのうち、12グループがボランティア連絡会に所属し、同センターの活動の中心的な役割を担っています。障害のある方と市民の交流を目的にした「ふれあい交流会」や「ふれあい運動会」に協力したり、各種の講座や研修会も開催するなど活発に活動。



さらに、ボランティアセンターと連絡会の共催で、昨年7月26日には「災害時におけるボランティア活動」と題した防災学習会を開催。地域でさまざまな活動をしている約70人が参加し、災害時に求められるボランティア活動のあり方や、どのようにボランティアを組織化していくかなどについて学習が行われました。「地域のリーダー的な方が集まってくださり、関心の高さに驚きました。今後も互いの連携を深めながら災害に備えたいと考えています」と、ボランティアセンターの佐伯泰さん（31歳）。

また、同センターでは、「初めてのボランティア講座」と題した初心者向けの講座を、身体・知的・精神障害者に関わる7つの法人と共に実施。昨年は、障害のある方と一緒にボーリングを楽しみました。会場まではグループごとに電車で行き、途中で食事。電車に乗る時間や食事場所などはグループで相談するというプログラムでした。「障害についての理解とボランティアの育成が目的ですが、あまり難しく考えず、楽しく遊ぶ中で達成していこうというのが講座スタッフの考えです」と佐伯さんは話していました。



初心者向けボランティア講座

## 貝塚市社会福祉協議会 ボランティアセンター

貝塚市畠中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内  
TEL 0724-39-0294  
FAX 0724-39-0035

### 連携深める、ボランティア連絡会と 校区福祉委員会

貝塚市役所に隣接する保健・福祉合同庁舎の1階にある、貝塚市社会福祉協議会ボランティアセンター。1昨年秋にこの場所に移転したこと、気軽に立ち寄りやすくなったと市民から喜ばれています。



調理する給食グループ

同センターの活動を担っているのが、昭和57年に発足したボランティア連絡会。給食・施設・運転・行事・拡大写本の5グループ、約80人が活動しています。なかでも給食グループは、約600人のひとり暮らしの高齢者などに月2回、弁当を手づくりし喜ばれています。当初、1校区で始まった給食サービスも、いまでは全10校区に広がり、毎回20人ほどのボランティアが調理作業を担当。高齢者宅への配食は校区福祉委員会が行っています。

連絡会では月1回、定例会を行い、それぞれの活動報告や、市民からのボランティアに関する問合せに応じて、活動先などの紹介も行われています。

また、ボランティア連絡会と校区福祉委員会との連携が密に行われ、年6回の「校区ボランティア部会交流会」を実施し、地域に根ざしたさまざまな活動を展開。さらに、両会が協力しあって、市内2ヶ所の商業施設で、ボランティア活動パネル展を開催し、活動写真や手づくり作品の展示を行うことで、ボランティア活動に対する市民の理解を深めてもらう機会を提供しています。

「ボランティア連絡会は20年以上の活動実績があり、校区福祉委員会と連携することで、より地域の情報に精通し、きめ細かなボランティア活動が行われるようになりました」と貝塚社協の奥野弘詞さん（36歳）。さらに、この連携を足がかりに、今後災害時のボランティア育成のための研修会を開いていく計画です。

2月11日（土）にはボランティアフェスティバルが開催される予定で、いまはその準備に追われる同センター。パネル展示や演芸、模擬店や、寒さを吹っ飛ばす餅つきやせんざいづくりも行われ、おおぜいの市民がボランティアに関心をもつ、きっかけになればと期待されています。



にぎやかにボランティアフェスティバル

集  
特

# 多彩な分野に広がるボランティア活動 ～時代はいま「ウエルフェアからウエルビービングへ」～

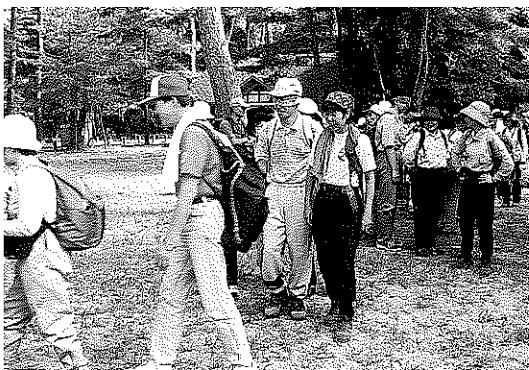


これまで、ややもすれば高齢者や障害者の「生きにくさ」「生きにくさ」をカバーし、日々の暮らしをサポートする福祉活動というイメージで考えられがちだったボランティア。

しかし今では従来の福祉分野だけでなく、環境保全、国際交流、まちづくり、スポーツ振興、あるいは学習支援など、活動分野は大きく広がっています。また高齢者や障害者をサポートする活動においても、そのQOL（クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質）を高めるために「楽しさ」や「喜び」をもたらすもの少なくありません。

このことは、社会福祉の世界で言われる「ウエルフェアからウエルビービングへ」ということと関係がありそうです。ウエルフェアが憲法25条でうたわれている「生存権の保障」に重きを置く概念だとすれば、これに対してウエルビービング（よりよく生きる）とは、憲法13条にうたわれている「幸福追求権」に着目した概念です。すなわち「人は誰でも幸福を追求する権利」を持ち、個人の自己実現や、生活の「楽しさ」や「喜び」もまた保障されるべきだとする考え方です。

今回は、こうした側面からボランティア活動に取り組むグループを含めて5つの団体を取り材し、「多彩に広がるボランティア活動」について考えてみたいと思います。



視障者も晴眼者も、  
同等の立場で登山を楽しむ

大阪市 NPO法人 ハイキングクラブかざぐるま

それは自転車の  
前輪に沿って走る

目の不自由な人と晴眼者が一緒になつて、登山やハイキングを行つてゐるハイキングクラブがざつくるま。設立されて18年。10代から80代の約140人の会員（内・視覚障害者50人）が、毎月の山行きで「山と自然と、人の輪と和」を楽しんでいます。

きつかけは昭和61年に行われた「障害者の立山登山」でした。これに参加した人たちのなかから「視覚障害者の登山をサポートする会をつくろ!」という声があがり、翌62年、かざぐるまが誕生しました。

会のモットーは「視障者も晴眼者も同等の立場で共に楽しむ」です。代表で、針・鍼灸院を営む大島和さんは語ります。

「幼い頃から目が不自由で養護学校を卒業しましたが、昔から、養護学校に慰間に来てくださる人たちはいました。けれど子ども心に、慰間に来る人たちとは“慰めに来る人”、そして私たちは“慰められる人”という思いが、常にどこかありました。でも『かざぐるま』はそういうではありません。視障者も晴眼者も同等の立場で、一緒にになって楽しめます。もちろん山行ではサポートする・されるの関係はありますが、それはけつして上下の関係ではありません。いわば自転車の前輪と後輪のようなものなんですね」。

スタート当初は、「何と無謀なことを」とした批判も

スタート当初は、「何と無謀な」とを」といつた批判も、そんな会ですから、「みんな底抜けに明るい」のも「かさぐるま」の特長。大島さんが言うように皆が同じ立場で遊ぶ秘訣かもしれませんね」と続けます。

おり、その際の下見では櫻並さんが大活躍するとか。さらに会では、定期的に近畿の2府4県で「サポート講習会」を開催したり、大阪市内の小学校の「総合福祉学習」に協力する活動なども続けています。「サポート講習会は、啓発と同時に新しいサポートのリクルートも目的。最近は視障者に比べ晴眼者の参加が不足しているのが実情で、NPO法人の運営面も含めて、若い人にも多く参加していただかな

おり、その際の下見では櫻並さんが大活躍するとか。さらに会では、定期的に近畿の2府4県で「サポート講習会」を開催したり、大阪市内の小学校の「総合福祉学習」に協力する活動なども続けています。「サポート講習会は、啓発と同時に新しいサポートのリクルートも目的。最近は視障者に比べ晴眼者の参加が不足しているのが実情で、NPO法人の運営面も含めて、若い人にも多く参加していただかなさい」と伊藤さん。

A black and white photograph showing a group of six people seated around a conference table in an office setting. They appear to be engaged in a meeting or presentation. In the background, a whiteboard displays the text "H・C かざぐるま".

左から古閑さん、久保見さん、大原さん、伊藤さん、櫻並さん、大島さん

の世界。当然「入念な下

見」は欠かせませんが、

榎並美代子さん。会では毎月定例の山行行事に加えて、同じレベルの会員

がグループを組んでいく  
「個人山行」や「ウイーク  
ハイ山行」なども行つて

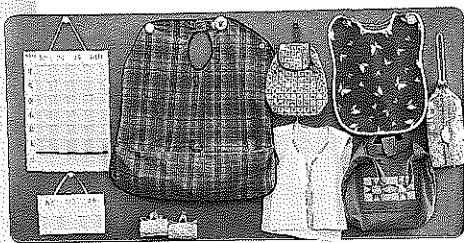
おり、その際の下見では榎並さんが大活躍するとか。

さらに会では定期的に近畿の2府4県で「サポート講習会」を開催したり、大阪市内の小学校の「総合福祉学習」に協力する活動なども続けています。「サポート講習会は、啓発と同時に新しいサポートのリクルートも目的。最近は視障者に比べ晴眼者の参加が不足しているのが実情で、NPO法人の運営面も含めて、若い人にも多く参加していただかな

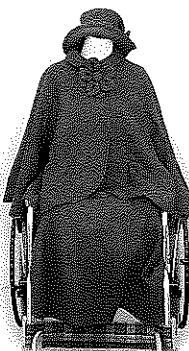
「いと」と伊藤さん。スタート当初は、プロの登山家たちから「何と無謀なことを」と批判もされたという「かさぐるま」の活動ですが、年々パリアフリーやノーマライゼーションの考え方が広がるにつれて、いまでは理解を示す人も多くなってきました。「サポートロープがあれば、視覚障害者も登山を十分楽しめるんです。草木の匂い、風の音、木々のざわめき・それらを視障者・晴眼者の区別なく、これからも楽しんでいきたい」。こう語つてくれた大島さんの言葉が印象的です。

# 手づくり介護衣料で、 高齢者や障害者をサポート

交野市 糸ぐるま



車いす利用者のためのコートや小物作品の数々



いまではいろいろ市販されている介護衣料ですが、一人ひとりの条件にピッタリ合った製品はなかなか見つからないのが現実です。そんななか、高齢者や、寝たきり、機能障害などの皆さんのために、脱ぎ着しやすく、また動きやすいように改良した衣服を手づくりしているのが交野市の「糸ぐるま」。

依頼された方の要望に合わせて、マチを付けたりゴムを付けたり、またボタンをファスナーに替えたり寸法を変えたり…といった作業を中心ですが、こうした手直しは少々のことでも一般的には高くつくものです。それを材料費でいどの実費で引き受けた一般的には高くつくものです。

私たちがの喜びです。ありがとうございます。私たちが何物にも代え難い」とグリーティングカードの三木恵美子さん。それでも活動を始めた当初は「依頼された方が大事にされている洋服やパジャマ、ズボンなどに鍛を入れるときの怖さや、出来上がりの不安を何度も経験した」といいます。

## 手指の機能訓練用具などの 「オリジナル製品」も

活動を始めて10年になりますが、このように長く続いていると利用者のなかには「常連さん」も。四肢障害の女性ですが、千円のTシャツで

会い言葉は「一人ひとりのニーズへのきめ細かな対応」

今までいろいろ市販されている

けのですから、利用者から好評を博しているのもうなづけます。こうした手直しだけでなく、ときにはアトピーの赤ちゃんのために手袋を作ったり、紫外線アレルギーの方のために日除けコートを作ったり。あるいは車椅子利用者のためにレインコートを作ったりも。会員はみんな裁縫好きなメンバーやばかりですか、いろいろなアイデアを出し合い、依頼者のリクエストに応えています。

基本は「一人ひとりのニーズへのきめ細かな対応」。それだけに「利用者さんに喜んでいたいただくことが私たちがの喜びです。ありがとうのひと言が何物にも代え難い」とグリーティングカードの三木恵美子さん。それでも活動を始めた当初は「依頼された方が大事にされている洋服やパジャマ、ズボンなどに鍛を入れるときの怖さや、出来上がりの不安を何度も経験した」といいます。



左から今西玲子さん、三木恵美子さん、小西敦子さん  
三木さん。また「押し入れにため込んでいた衣類が、糸ぐるまさんのおかげで着れるようになった」と喜んでくださるお年寄りもいらっしゃる

三木さん。このようないい「一人ひとりのニーズへのきめ細かな対応」に加えて、車椅子用の買い物袋や、服薬を忘れないための薬入れ袋、また数珠玉を入れた「にぎりっこ」という手指の機能訓練用具なども製作。これらはバザーなどで販売して「活動資金に充てていたのは、クリスマス用の小さなタペストリー。お洒落で素敵なタペストリーづくりに、会員の皆さん

は楽しく取り組んでいました。「糸ぐるま」の会員は現在32人。全員が女性ですが、「好きなことでボランティアができるのが楽しい」と皆さん口を揃えて語ります。

# 障害のある人たちの旅行を介助。 海外約30ヶ国へも同行

河内長野市 旅のボランティアグループ「ぬくもり」



スイス旅行で介助する藤井さん



「一般の人が気軽にかける旅行も、障害のある人にとっては、大きなチャレンジ。さまざまな『段差』を乗り越えなければなりません。ましてや海外旅行ともなれば夢のようない話。最初からあきらめている人がほとんどなので、その『段差』を超えるお手伝いをしていきます」と、代表の鬼頭大助さん（33歳）。

「一般の人が気軽にかける旅行も、障害のある人にとっては、大きなチャレンジ。さまざまな『段差』を乗り越えなければならない人間だという、当たり前のことが実感としてわかった」と語ります。それ以来、海外を含め9～10回の旅行の介助をしてきました。

「寝食を共にすることで、障害者に対する自分のなかにある『見えない柵』を越えることができ、私たちと何ら変わらない人間だという、当たり前のことが実感としてわかった」と語ります。それ以来、海外を含め9～10回の旅行の介助をしてきました。

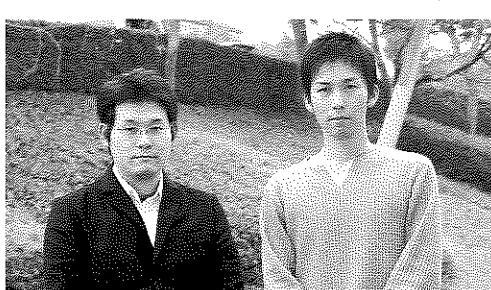
障害者にとって旅行は、さまざまな「段差」を越える大きなチャレンジ

障害のある人に旅の楽しさを味わってほしい、と河内長野市を拠点に旅行介助を手がける、旅のボランティアグループ「ぬくもり」。旅行会社や各種団体、福祉施設等が企画する障害者・高齢者のための国内外の旅行に、延べ270人のボランティアを派遣し、これまで約30ヶ国に出かけてきました。

「そんな姿を見るとき、より多くの障害者に旅行を楽しんでもらいたいと痛感する」とも話します。

鬼頭さんが初めて介助したのは、重度心身障害者施設の2泊3日の北海道旅行。

「寝食を共にすることで、障害者に対する自分のなかにある『見えない柵』を越えることができ、私たちと何ら変わらない人間だという、当たり前のことが実感としてわかった」と語ります。それ以来、海外を含め9～10回の旅行の介助をしてきました。



副代表の藤井涉さんと代表の鬼頭大助さん



旅行介助のためのボランティア講座車いす介助を講習

## より質の高いボランティア育成のために講座を開講

「旅行中、すばらしい景色などに歓声をあげる障害者のみなさんの笑顔を見るのが、何よりもうれしい」と、副代表を務める大学院生の藤井涉さん（26歳）。8日間のスイス旅行では、バスや電車の乗降の介助だけでも千回ほどになり、車いすや食事、入浴介助などもあって、身体はくたくたになつたといいますが、そんな疲れも参加者の

「そんな姿を見るとき、より多くの障害者に旅行を楽しんでもらいたいと痛感する」とも話します。国内で1～3日、海外で5～8日間程度の介助をすることが多いのですが、旅費等をボランティアが負担する必要はありません。

「ぬくもり」では、年3回、旅行介助のためのボランティア講座を開催。旅行中の心構えや介助技術などの講習を通じて、質の高いボランティアの育成に努めています。これからも旅を通じて、障害者がさまざまな段差を超えるお手伝いをしたいと意気込んでいます。

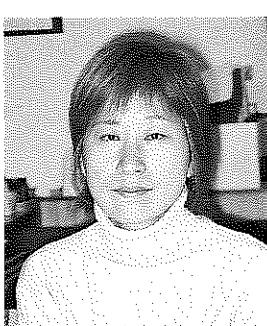
## 社会福祉協議会の ホームページを担当

好きなこと、得意なことでボランティアをしている人は少なくありません。寝屋川市の「くりつくねつと☆」もそんな団体のひとつで、パソコン好きな仲間が集まり、専門的な知識や技術を活かして寝屋川市社会福祉協議会のホームページのメンテナンスなどを引き受けています。

もともとは今から3年前、寝屋川市社協が広報紙で「パソコンボランティア募集」をしたのがきっかけでした。「ホームページの管理や更新などが、社協独自ではなかなか大変。そこで協力してくださる市民ボランティアを募集したんです」と社協職員の高橋俊行さん。

かなりの人数が集まつたと言います。が、その後、寝屋川市社協のホームページを全面リニューアル（やり直し）することに。これに協力した5人のメンバーから「いっそ正式な登録ボランティアグループとして立ち上げよう」という話が持ち上がり、名称も「くりつくねつと☆」として2002年の8月に登録団体として結成されました。

☆印の意味は、



代表の川崎美砂子さん

メンバーやボランティアたちが、自分たちの意見を反映する場所をつくりたいのです。そこで、高橋さんによると、このホームページは、

寝屋川の街をもっと知り、さまざまに二つに応えていきたい  
ところです。現在の会員9人が一同に集まるのは月一回。基本的に「自宅でできる作業」なので頻繁に会う

必要もないのですが、それだけに月一回の会合では、サイトのメンテナンスについて綿密な打ち合わせをします。

「ホームページの立ち上げや更新は、基本的に一人でもできます。それをチームでや

# 特技を活かして パソコンボランティア

寝屋川市 くりつくねつと☆

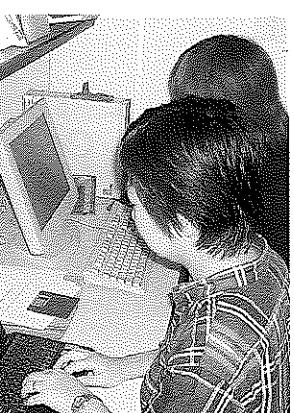


☆印の5つの頂点を結成当初の5人のメンバーにちなんで付けたそうです。以降、会は社協のサイト内に独自のホームページを立ち上げ、仲間も徐々に増加。いまではボランティアセンターの情報紙（ボランティアセンター通信）の制作（レイアウト）にも協力するなど、活動の幅を広げています。

代表の川崎美砂子さんは保育士として長く働いた後、現在は派遣ワーカーとしてパソコンのインストラクターをしています。メンバーのなかには他にインストラクターは2人いて、さらにIT関連の仕事に従事している人もいるといいますから「くりつくねつと☆」はまさにプロ団体。「そんな方たちには完全無報酬でお願いしているので、申し訳ないやらありがたいやら…」と高橋さん。

9人の会員（女性5人、男性4人）のなかには自称「パソコンオタク」「お気楽主婦」などもいて、個性的な老若男女が集まっていますが、掲示板を設けて、ここでのメンバー相互の交流も積極的に図っています。「ツーカーの仲になつていないと共同作業はできないですからね」と川崎さん。話からもアクセスできるよう作業を進めているのですが、将来は会の規模をさらに拡大し、「地元の寝屋川の街をもっと知り、さまざまなニーズに応えていきたい」とメンバーの皆さん。

好きなこと、得意なことでボランティアに取り組む素敵なグループです。



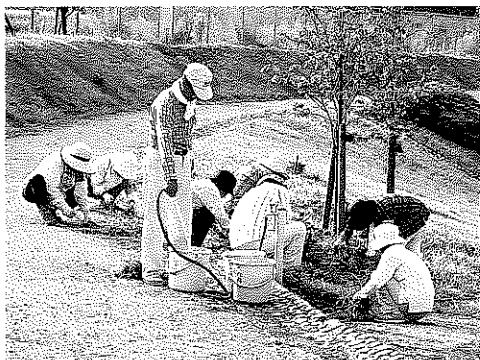
「くりつくねつと☆」のホームページアドレスは <http://www.neyagawa-shakyo.or.jp/009-clinet/>

# 「アドプト・リバープログラム」で、 地元の河川を清掃

阪南市

◆下莊校区福祉委員会

◆地域美化ボランティアグループ



## 行政と市民が一体となつた 活動プログラム

阪南市には12の校区福祉委員会がありますが、その一つ、下莊校区福祉委員会が地域のボランティアグループと一緒に取り組んでいるのが、地元を流れる茶屋川（2級河川）河川敷の美化活動です。平成15年に「アドプト・リバープログラム」に認証され、毎月の清掃、花植えなどに精力的に取り組んでいます。

「もともと下莊校区福祉委員会では、子どもたちも高齢者も地域で気軽に集えることができ、地域全体で考え取り組んでいく活動（福祉の土壤づくり）を開拓したいとあって、地域の美化活動に取り組んでいました。平成12年から茶屋川河川敷を茶屋川親水公園として美化活動も始めるようになり、知事感謝状などもいただきました。そんな経緯もあって大阪府のアドプト・リバープログラムの話が持ち上がり、平成15年8月にプログラムに認証され、府・市・校区福祉委員会が一緒になって取り組むようになつたんです」と前校区福祉委員長の米原武雄さん。

## 一般市民もボランティアとして 積極的に参加

アドプト・リバープログラムとは、大阪府が管理する河川の一定区間にいて、地元自治会や団体が自主的に清掃や緑化等の活動を実施する場合に、府と地元自治体がそれを支援し、3者が協力してきれいな河川環境を整備していくこうとするもので、すでに府内では50を越える地域で実施されています。

「市民のボランティアだけでは、河川の浚渫（じゅせつ）、植樹など、重機が必要な整備などは不可能です。河床に堆積する土砂などの浚渫は、府の河川課に要望することにしていました。

米原さんの多大な尽力がありましたが、まさに行政と市民が一体となつた活動プログラムと言つていいでしょう」と下莊校区福祉委員会の田畠喜治委員長と中谷孝臣副委員長さん。アドプトとは「養子にする」という意味で、大阪府と参加団体との間で「一部河川を養子縁組し」、その保全が、いわば府から市民に委託されると言つていいかもしれません。まさに行政と市民とのパートナーシップの好事例と言えそうです。

境を整備していくこうとするもので、すでに府内では50を越える地域で実施されています。



後列左から藤田さん、中谷さん、前列左から田畠さん、米原さん

校区福祉委員会は言うまでもなく地域のさまざまな課題に取り組みますが、このように個別テーマに取り組むボランティアグループを組織する事例はまだ多くはありません。それだけに下莊校区のこのような取り組みは、校区福祉委員会が地元住民を地域活動に巻き込んでいく好例としても注目されます。

# 大阪府ボランティア・市民活動センターのミッションについて

今回の特集では、いわゆる「福祉」分野以外でさまざまな活動に取り組むグループを取り上げました。これは特集のリードで述べたように、現在のボランティア活動が従来の「福祉分野」を越えて、その活動領域を大きく広げていることと無関係ではありません。昨今のボランティア活動は「市民生活の充実」を切り口にして、「国際交流」や「環境保全」など多くの分野に広がっています。とするならば私たち社協ボランティアセンターも当然、その対象領域を拡大しなければなりません。

ここでは、こうした問題意識に基づいた、大阪府ボランティア・市民活動センターの「総合化」に向けた4つの基本ビジョンについてご説明しておきます。

しかしそのことは、ただ単に活動支援の「守備範囲を広げる」ということではありません。大切なのは「福祉面におけるボランティア活動の充実強化を基軸とし、そこからセンターが支援するボランティア活動の裾野を広げていく」という発想です。具体的には、「福祉」や「生活」を切り口として、個人、グループ、家族、地域などの「生活ニーズ」に応えるという「出発点としてボランティア活動支援を広げていく」ということです。

換言すれば、従来のボランティア活動支援で培ってきたノウハウを他の分野（この場合は国際交流）に提供するところです。

これが「面的広がり」による総合化といえます。

大阪府ボランティア・市民活動センターの、総合化に向けた基本ビジョンのキーワードの一つは「面的広がり」です。

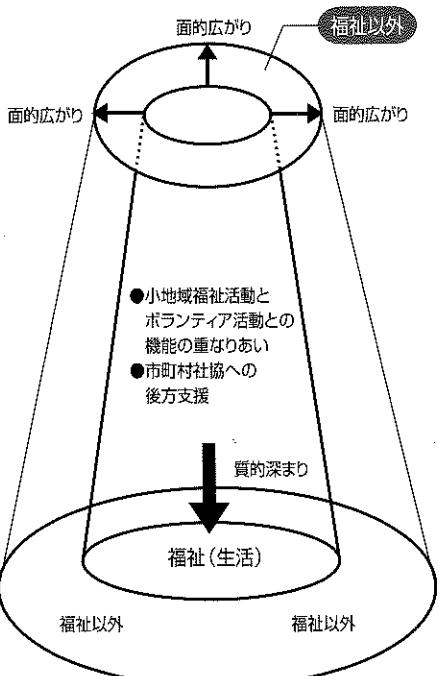
ボランティアやNPOの活動分野の拡大とボーダーレス化が進むなか、当センターが支援すべき分野も当然、広げざるを得ない、また広げるべき状況になってしまっています。

## ①福祉（生活）を起点とした分野の新しい展開

### 「面的広がり」による総合化

「総合化」は、以下に述べていく4つの基本ビジョンに基づいて推進されなければなりません。そのなかでは「面的広がり」と「質的深まり」が根幹をなす概念ですが、これではまず、その概念を下に図示しておきましょう。

図1 大阪府社会福祉協議会  
ボランティアセンター総合化のイメージ



たとえば、「在留外国人の支援」というボランティア活動を考えてみましょう。そこでは交流、通訳、仕事の斡旋、子どもの教育支援、権利保障など、たまにまことにNPOを含むいろんな団体がこじつた個別テーマでのサポートを行っているわけですが、考えるまでもなく彼らもまた、私たちが暮らす地域社会で暮らしていく

ます。そうしたとき、校区福祉委員会などの小地域活動が、彼らの外国人もまた「地域の福祉サービスの受益者」だと考えれば、「生活支援」という面からさまざまなサポートが考えられるでしょう。これはまさに「生活ニーズに応える」ということを出発点としてボランティア支援を広げていくことに他なりません。

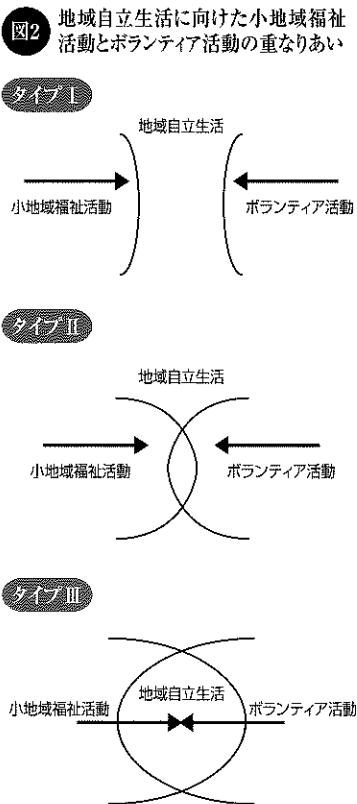
## ②小地域福祉活動とボランティア活動の機能の「重なり合い」に向けた支援

### 「質的深まり（新たな質の創造）」

ボランティアセンターの総合化に向けた基本ビジョンのもう一つの柱が、「質的深まり」です。「面的広がり」が水平方向に広がるものだとすれば、「質的深まり」では、地域における「自立生活支援」を例にとって考えてみましょう。現在、地域における「自立生活支援」の活動として大きく、小地域福祉活動とボランティア活動の二つがあります。そし

ては、地域における「自立生活支援」を例にとって考えてみましょう。現在、地域における「自立生活支援」の活動として大きく、小地域福祉活動とボランティア活動の二つがあります。そし

図2 地域自立生活に向けた小地域福祉活動とボランティア活動の重なりあり



て残念ながら、両者の「有機的連携」は、まだ十分には進んでいないのが現実です。

例えば移送サービス「うつわボランティア活動」により利用者の「移送一 eins」という点については充足されるでしょう。しかし、「利用者本位」の立場からみると、利用者の生活支援全体を捉える必要があります。それはつまり移送ボランティア活動の位置づけや役割を小地域ネットワーク活動の中で明確にすることであり、結果的にこのことが利用者の生活の質の全体的向上につながると考えられます。

す。

質的深まり（新たな質の創造）とは、このようにボランティアセンターが「一

ディナード機能を發揮し、小地域福祉活動と「融和させね」とふることです。イメージ図のように、仮に両者が乖離している状態にあるとするなら、ボランティ

アセンターの働きかけでタイプⅢのよ

うに、重なりを拡充するとして「自立生活」の「総合化」に影響を与える「大阪の地域性」については、次の2点が挙げられ

ます。

一つは、大阪には当センターの他にも、市社協の大阪市ボランティア情報センター

、大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターナなどのボランティア推進機関があります。

それぞれがそれぞれの歴史と特質を持っているわけですが、当センターの「総合化」を考えたとき、自からすべての分野に対応できるよう、機能を強化するというよりも、すでに実績のある

団体・組織と有機的に連携・連帯するところが求められてくるのではないか…と考えています。そのためには、広範な情報の収集と質の高い情報発信はもちろんなこと、加えて当センターが、諸団体・組織のインテグレーションの役割を担うことが求められるでしょう。

二つめは、大阪府内42市町村社協ボランティアセンターとの協働です。これも「総合化」に向けた4つのビジョン」について述べてきました。この文章は、平成13年に「大阪ボランティアセンターのあり方検討委員会」（委員長：桃山学院大学上野谷加代子教授）より答申された報告書をベースに、現時点においてもなお重要な要素であり、市町村社協ボランティアセンター、およびボランティアコ

ーディナーターの連絡調整役としての機能をより充実させ、「双方向の情報交換」が重要な課題であると考えておきます。

④市民生活の活性化に向けた支援  
・広域ボランティアセンターとの役割

4つの基本ビジョンの最後は、都道府県を単位とする広域ボランティアセンタ

ーとして、福祉を超えていた市民活動の活性化に向け、「広範な支援」を推進していくことです。すでに名称を「ボランティア・市民活動センター」と変更していますが、今後とも専門的な人材の養成、学校現場との連携、ボランティア・市民活動団体の育成、他のボランティア推進機関との連携、企業・労組の社会貢献活動などとの協働…など、数々の課題に取り組みながら、市民生活の活性化に向けた総合的な支援を進めていかねばなりません。

以上、大阪府ボランティア・市民活動センターのミッションについて、とくに「総合化」に向けた4つのビジョン」について述べてきました。この文章は、平成13年に「大阪ボランティアセンターのあり方検討委員会」（委員長：桃山学院大学上野谷加代子教授）より答申された報告書をベースに、現時点においてもなお重要なテーマと思われるものを抜き出し、編集をしてまとめました。

当センターに限りず、社協ボランティアセンターに求められる役割は時代とともに変化していくのは言うまでもあります。今後とも、大阪府ボランティア・市民活動センターへの理解ひぐ通力、よりじくむ願い申しあげます。

「**ボランティアコーディネーターとしてたら流れさせまっせ**

# 全国ボランティアコーディネーター研究集会 2006

「**変革期に問われるボランティアコーディネーターの専門性**」をテーマに、  
5年ぶりに大阪で開催されます。

日 時 基礎・入門編

2月24日(金)～25日(土)

研究・実践編

2月25日(土)～26日(日)

場 所 大阪社会福祉指導センター／大阪府社会福祉会館／大阪府谷町  
福祉センター／中央区在宅サービスセンターふれあいセンタ  
ーもも

費 用 各編12,000円

主 催 全国ボランティアコーディネーター研究集会2006実行委員会

共 催 大阪府社会福祉協議会／大阪市社会福祉協議会／大阪ボランティア協会

問合先 大阪ボランティア協会

TEL 06(6357)0661 FAX 06(6358)2892

## プログラム

### A 基礎・入門編

2/24(金)

10:30～12:00 全体会 ボランティアを徹底的に考える

13:30～17:30 分科会A1

A1-1 社会福祉施設におけるコーディネーション

A1-2 社会教育施設におけるコーディネーション

A1-3 病院を変えよう

～ボランティアマネジメント概論～

A1-4 社会福祉協議会におけるコーディネーション

A1-5 国際交流・協力分野におけるコーディネーション

A1-6 若いチカラを地域のチカラに！

～大学ボラセンにおけるコーディネーションのあり方～

A1-7 学校教育をコーディネーションの視点から考える

18:00～19:30 情報交換会

2/25(土)

9:30～12:15 分科会A2

A2-1 受け止めて、見極める！

A2-2 情報は生きのよさが勝負です！

A2-3 魅力ある講座づくりの極意とは？

A2-4 スムーズにボランティア活動をスタートさせるために…

A2-5 活動のフォローアップ

A2-6 ボランティアグループへの支援

A2-7 イベント・行事づくりの基本

### B 研究・実践編

2/25(土)

10:00～12:00 全体会 変革期に問われるボランティア  
コーディネーターの専門性

13:00～16:45 分科会B1

B1-1 新たな公共を生み出すコーディネーターの役割

～指定管理者制度と市民参加のこれから～

B1-2 活動者の心理的成長を育くむコーディネーション

B1-3 福祉制度の狭間を支えるボランティア

～自立支援法でコーディネーションはどう変わる～

B1-4 「個別支援」、その先にある「地域」とは？

B1-5 団塊世代のコーディネーションのツボ

B1-6 福祉施設のボランティアマネジメント

B1-7 災害ボランティアセンターの運営と役割

B1-8 NPO/NGOにとってのボランティアコーディネーション

B1-9 知つ得・納得・つながつ得！ 非営利・協同セクター

B1-10 子どもたちに福祉を伝えるコーディネーション（理念編）

17:30～19:30 懇親交流会

2/26(日)

9:30～12:30 分科会B2

B2-1 外国籍住民のボランティア参加を考える

B2-2 自治会とNPOの紡ぎ方教室

B2-3 地域と青少年を結ぶ

B2-4 文化施設ボランティアの未来

B2-5 安心・満足・エンパワーメントにつながる相談対応

B2-6 個人情報保護のツボ！

B2-7 「頼れるボラセン」をめざそう！

B2-8 ボランティア連絡会は「ご近所の底力」になれるか？

B2-9 メールの対応で悩んでいませんか？

B2-10 現場（コーディネーション）を科学する

B2-11 子どもたちに福祉を伝えるコーディネーション（実践編）

全国ボランティア  
コーディネーター  
研究集会 2006  
JVCC2006

～变革期に問われるボランティアコーディネーターの専門性～

2006.2.24.木～25.金 基礎・入門編  
2006.2.25.土～26.日 研究・実践編  
会場 大阪社会福祉指導センター／大阪府社会福祉会館／大阪府谷町  
福祉センター／中央区在宅サービスセンターふれあいセンターもも  
主催 大阪ボランティア協会  
共催 大阪府社会福祉協議会／大阪市社会福祉協議会／JVCA  
問合先 大阪ボランティア協会  
TEL 06(6357)0661 FAX 06(6358)2892



## 2周年を迎えた いばらきおもちゃ病院

茨木市



いばらきおもちゃ病院も、2005年11月で2周年を迎えました。活動のきっかけは2003年6月1日付の日本経済新聞「おもちゃ修理シニア活躍」の記事でした。当時茨木市社会福祉協議会ボランティアセンターで、運転ボランティアをしていた私は、模型の組み立てなど工作が好きだったこともあり、趣味も兼ねてドクターになろうと決意、センターと相談し開院しました。開院当初はIC（集積回路）を使用しているおもちゃが運び込まれると、ワイワイガヤガヤと声ばかりで一向に修理が進まず、ICを眺めたままではいり声の出る始末。縦にしたり、横にしたり、斜めにしたりしているうちに、動き出したこともあります。その後、私はICのおもちゃ修理は、振り回し、衝撃を与える事に専念の時も？だからIC専門のドクターが必要でした。そんな思いが通じたのか、元、航空機の整備士Fさん、そしてIC関係のお仕事をされていたFさんのお二人がドクターに加わり、修理件数も200件を突破、完治率も90%以上です。FFコンビにバンザイ!! 今後の目標として、

守口市社協ボランティアセンター代表 須磨邦男

件数と完治率のアップを楽しみながら進めていきたいです。

ドクターの年齢層は30代から70代まで幅広く、毎月第4土曜日に、茨木市福祉文化会館および、茨木交流俱楽部で14名が楽しく開院しています。

また、「ピースリーダー守口」（山道俊一世話人）は、「車いすを利用している方が外出した時に、車いすでも利用できるトイレがどこに一番近くにあるのか分かれば便利だろうなあ：」という考え方から、「市内の車いす対応トイレマップ」を作成しました。作ったのは高校生や大学生が中学生の方々に協力をいただき完成しました。

他にも特別養護老人ホームや、老人保健施設、障害者（児）施設の行事の協力、子育て支援の保育、送迎サービスなど、幅広いボランティア活動を通じて地域の声にお応えしています。



## 守口市社協 ボランティア連絡会

守口市



守口市社協ボランティアセンターには、現在31のボランティアグループが登録しています。

そのひとつ、点訳サークル「こんぺいと」（橋爪和子代表）は、昭和58年から22年間点訳のボランティア活動を行なってきました。毎週木曜日に地区の公民館で、絵本など様々な本の点訳や、目の不自由な方々が読み聞かせを楽しんでもらえるような「点字の絵本」の製作をしています。コツコツとメンバーがそれぞれ各家庭でも製作し、点訳した本の累計は約1500冊になります。今までに多くの方に喜んでもらっています。

また、「ピースリーダー守口」（山道俊一世話人）は、「車いすを利用している方が外出した時に、車いすでも利用できるトイレがどこに一番近くにあるのか分かれば便利だろうなあ：」という考え方から、「市内の車いす対応トイレマップ」を作成しました。作ったのは高校生や大学生が中学生の方々に協力をいただき完成しました。

他にも特別養護老人ホームや、老人保健施設、障害者（児）施設の行事の協力、子育て支援の保育、送迎サービスなど、幅広いボランティア活動を通じて地域の声にお応えしています。



(河南町ボランティア連絡会 大林)

”きて、みて、さわって、体験してね“をテーマに、10月19日（土）保健福祉センター「かなんびあ」において、第2回河南町ボランティアフェスティバルを開催いたしました。

自然に恵まれた河南町らしい催しにしたいと計画。藤や野草の蔓を編み、松ぼっくりや椿の実、杉の実などを飾り付けた野趣あふれたクリスマスリースや、布のリースなどの手作り体験、高齢者疑似体験やパソコン点訳体験などのコーナーには終日、人があふっていました。

ボランティアが作った自慢のクッキー・和菓子が好評だった喫茶コーナー。昼食には朝早くから作った、

炊き込みご飯や豚汁に皆さん舌つづみをうたれました。子どもふれあいコーナーでは子どもたちが人気の。あても“でお菓子をもらつておおよろ

こび”。毎月開催されている「ボランティアサロン」で作ったかわいらしい小物の販売、環境ボランティア”ささゆり”は竹づくりの販売、簡易通所授産施設「わかば作業所」の作品販売など、盛りだくさんの催しが行われました。

ホールで開かれた「夢樂らいぶ一座」のギター弾き語りショーや、みんなが手拍子や手踊りなどをしてフェスティバルを盛り上げてくれました。

小さな町の小さなフェスティバルですが、

多くの方たちの参加があり、また、遠くからもたくさん参加してくれたり、盛況のうちに終わることができました。2年に一回の催しだけですが、次回の開催が楽しみです。

## 河南町ボランティアフェスティバル開催

—河南町—

## 車いす用トイレマップ作りに取り組む

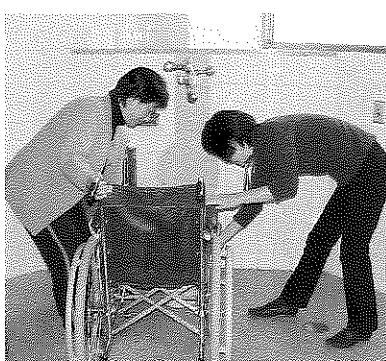
—泉大津市—

車いすを利用しているKさんが、ボランティアセンターに「車いすトイレマップを作りたいので支援してほしい」と来られたのが、始まりです。相談を受けたボランティア連絡会では、役員会、各グループの代表者会議でKさんと話し合いました。以前、Kさんの話を聞いて中学生が授業のなかで主な公共施設のトイレマップを作りました。写真を入れたり工夫があるのですが、枚数が多くて大型で重い物ができるのでボランティアセンターにおいてあります。Kさんが「車いすトイレの場所が分かれれば外出の困難が一つでも減つて、日常生活に必要な最低の外出だけ引きこもりがちな仲間が行動範囲を広げて生活の質を上げられるのです」というのは共感できます。そこで市内全域の公共施設・駅・ホテル・公園・大型量販店・スーパー・コンビニの調査は、ボランティア連絡会が引き受け

ることにしました。マップの仕様については、持ち歩け



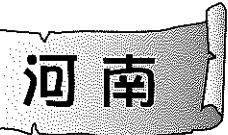
ること、必要な人にすぐ渡せること、費用のことも考えて一枚もののマップにする。町名・公共施設・道路・公園などが印刷されているのを使い、トイレのある場所に番号を記し、欄外に名称・使用可能日時など必要な情報を記入することに決める。調査しながら、気づいたことを代表者会議で話し合って使い



前にKさんと話し合い、

思っています。印刷する今年度中に完成する予定です。

(泉大津市ボランティア連絡会 会長 近藤)



## 情報コーナー

### 除雪ボランティア



### 豊中市 第13回 豊中ボランティアフェスティバル

ステージ、車いす・アイマスク・手話など「アミラー」ボランティア体験スタンブリッヂ、手づくり介護用品の点字、作品展示、パネル展示など

日 時 2月5日(日) 10時~15時30分

場 所 豊中市民会館  
豊中市社会福祉協議会

問合先 06(6884-88) 1-0000

### 阪南市 第2回 ボランティア・市民活動「エスティバル in はんななん2006」

「心あつたかふれ愛の輪」  
模擬店、ステージ、パネル展示、活動

体験コーナー、フリーマーケット、講演会、わびっこコーナーなど

日 時 3月12日(日) 10時~15時

場 所 阪南市立文化センター

問合先 07-24(7-2) 3333-3

### 貝塚市 第7回 ボランティアフェスティバル in 貝塚

作品展、パネル展、演芸会、餅つき大会、模擬店など

日 時 2月11日(土) 10時~14時30分

場 所 市民福祉センター  
貝塚市社会福祉協議会

問合先 07-24(7-9) 0294

### 高槻市 多文化交流によるまちづくり

「在日外国人と市民の相互理解をめざして」

大阪YMCAs国際専門学校高等課程の表

現、「ヨーロッパ・ケーション」学科は、人と関わる力をつけていくことを目標とした学科です。この学科の不登校や「ロハ(発達障害)」、高機能障害などの生徒に対し、授業中や休み時間などにサポートしていく

アで日本語を教えてくる海外協力グループ「クスクス」。相互理解を深めることで安心して暮らせるまちづくりを目的に、落語と「オーラム」、馬頭琴の演奏・

舞蹈・歌などが行われます。

説明会 2月27日(月)、3月7日(火)  
のこねわか 14時~15時

期 間 2006年4月~2007年3月(授業は原則として月々金曜の9時~15時40分。最低週1回、午前か午後に活動)

対 象 18歳以上。生徒を理解し、受け止めるようとする人。

問合先 大阪市西区土佐堀1-5-6

表現・「ヨーロッパ・ケーション」学科  
TEL 06(6441)1-123

FAX 06(6443)7544

### 除雪ボランティア

長野県では、今回の豪雪で被害に見舞われた高齢者宅などで除雪ボランティアを募集しています。(一月10日現在)

長野県は県社協に除雪ボランティアセンター(TEL 052-226-1882

・URL <http://www.nansyakyo.or.jp/>)を設置し、飯山市社協、信濃町社協、木島平社協等に派遣しています。

活動内容は、出入り口や避難口などの除雪、屋根から落ちた雪の撤去、ストーブ排気口など危険箇所の除雪など。屋根の雪下ろしは行いません。

持ち物はスコップ、雪かき用具など、長靴・手袋・帽子など。

活動場所は、現地の状況が流動的であるため、必ず事前に連絡の上、参加して下さい。

また新潟においても県社協に豪雪災害ボランティア本部(TEL 025-21802-00)が設置され、以下市町村で除雪ボランティアの募集、登録者の募集が行われています。

fukushinilagata.or.jp/が設置され、以上市の市町村で除雪ボランティアの募集、登録者の募集が行われています。

湯沢町 長岡市 妙高市 新潟市 上越市 柏崎市

それぞれの連絡先は豪雪災害ボランティア本部に問い合わせて下さい。

除雪等に関する活動は慣れない人には危険です。事前に事務局等に十分な問い合わせをしてください。

全国の状況は全国社会福祉協議会のホームページをご参考下さい。

URL <http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/volunteer/index.asp>

### 高槻市 ケアハウスまつり

「影あそび劇団「ヨイホナ」公演、パネル展示などのボランティアコーナー、ウォーターレクリエーションなどの温水プールイベントなど

日 時 3月10日(土) 10時~15時30分

場 所 枚方市立総合福祉会館  
枚方市社会福祉協議会

問合先 072(841)0181



4つのケアハウスが作品展示などを行

# 大阪府内のボランティアセンター一覧

市町村名	所 在 地	電 話	FAX
<b>北 摂</b>			
池田市	563-0041 池田市満寿美町6-23	072-753-8858	072-753-3444
茨木市	567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館内	072-627-0086	072-627-0434
島本町	618-0022 島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325
吹田市	564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202
摂津市	566-0022 摂津市三島1-1-1 摂津市役所西別館内	06-6318-1128	06-6383-9102
高槻市	569-0067 高槻市紺屋町3-1-303 グリーンプラザ3号館3階	072-683-2200	072-683-2209
豊中市	561-0881 豊中市中桜塚2-28-7 豊中市立福祉会館内	06-6848-1000	06-6841-2388
豊能町	563-0101 豊能町吉川187 町立保健福祉総合施設豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524
能勢町	563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623
箕面市	562-0036 箕面市船場西1-11-35	072-749-1535	072-727-3590

## 河 北

交野市	576-0034 交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3738
門真市	571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456
四條畷市	575-0054 四條畷市中野新町11-31 四條畷市立福祉コミュニティセンター内	072-878-1210	072-878-6888
大東市	574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828
寝屋川市	572-0036 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166
枚方市	573-1191 枚方市新町2-1-35 ラポールひらかた内	072-841-0181	072-841-0182
守口市	570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715	06-6993-0134

## 河 南

大阪狭山市	589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-1761	072-366-7407
柏原市	582-0018 柏原市大県4-15-35	0729-72-6760	0729-72-6760
河南町	585-0014 河南町大字白木1387	0721-93-6299	0721-93-6550
河内長野市	586-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
太子町	583-0991 太子町大字春日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
千早赤阪村	585-0041 千早赤阪村大字水分195-1 保健センター内	0721-72-0081	0721-70-2037
富田林市	584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
羽曳野市	583-8585 羽曳野市誉田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	0729-58-2315	0729-58-3853
東大阪市	577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-5611
藤井寺市	583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	0729-38-8220	0729-38-8221
松原市	580-0015 松原市新堂1-589-6 松原市立総合福祉会館内	072-333-0294	072-336-0806
八尾市	581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	0729-25-1045	0729-25-1161

## 泉 州

泉大津市	595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
和泉市	594-0041 和泉市いぶき野5-1-7 アイ・あいロビー内	0725-57-0294	0725-57-3294
泉佐野市	598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立福祉センター内	0724-64-2259	0724-62-5400
貝塚市	597-0072 貝塚市畠中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	0724-39-0294	0724-39-0035
岸和田市	596-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立福祉総合センター内	0724-30-3366	0724-30-3367
熊取町	590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	0724-52-6001	0724-52-2658
泉南市	590-0521 泉南市樽井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	0724-83-0294	0724-83-0294
高石市	592-0011 高石市加茂1丁目20-12	072-261-3656	072-261-9375
田尻町	598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	0724-66-5015	0724-66-8841
忠岡町	595-0812 忠岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
阪南市	599-0292 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	0724-71-5678	0724-71-7900
岬町	599-0303 岬町深日3238-24	0724-92-0633	0724-92-5701
堺市	590-0078 堀市南瓦町2-1 堀市総合福祉会館内	072-232-5420	072-221-7409
堺ボランティア市民プラザ	590-0078 堀市南瓦町2-1 堀市総合福祉会館内	072-226-2987	072-226-2987
南ボランティア市民プラザ	590-0105 堀市竹城台1-1-2 ショップタウン泉ヶ丘三番街1階	072-295-8250	072-295-8250
美原区域ボランティアセンター	587-0002 堀市美原町黒山782-10	072-362-3939	072-362-1798

# ボランティア・市民活動保険のごあんない

取扱保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険			各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険																																															
補償内容	ボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」、②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」、③ボランティア活動中に死亡し、「傷害保険」の給付対象にならない場合の「死亡見舞金」の3つの制度がセットされています。			補償内容	ボランティア団体や各種の市民団体が主催する行事の参加中に、①参加者が偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②主催者または参加者が第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2つの制度がセットされています。																																													
傷害部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人のケガ</th> <th>Bプラン</th> <th>Cプラン(天災担保)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>2,270万円</td> <td>死亡・後遺障害 1,050万円</td> </tr> <tr> <td>入院(1日あたり)</td> <td>9,000円</td> <td>入院(1日あたり) 6,000円</td> </tr> <tr> <td>通院(1日あたり)</td> <td>6,000円</td> <td>通院(1日あたり) 4,000円</td> </tr> <tr> <td>手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td>補償します</td> <td>補償します</td> </tr> <tr> <td>天災</td> <td>×</td> <td>補償します</td> </tr> </tbody> </table>			本人のケガ	Bプラン	Cプラン(天災担保)	死亡・後遺障害	2,270万円	死亡・後遺障害 1,050万円	入院(1日あたり)	9,000円	入院(1日あたり) 6,000円	通院(1日あたり)	6,000円	通院(1日あたり) 4,000円	手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額			特定感染症	補償します	補償します	天災	×	補償します	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傷害部分</th> <th>I型(宿泊なし)</th> <th>II型(宿泊あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人のケガ</td> <td>死亡 500万円</td> <td>後遺障害 15~500万円</td> </tr> <tr> <td>対人</td> <td>入院(1日あたり) 3,000円</td> <td>通院(1日あたり) 2,000円</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見死舞亡金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	傷害部分	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)	本人のケガ	死亡 500万円	後遺障害 15~500万円	対人	入院(1日あたり) 3,000円	通院(1日あたり) 2,000円	対物	手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額		見死舞亡金												
本人のケガ	Bプラン	Cプラン(天災担保)																																																
死亡・後遺障害	2,270万円	死亡・後遺障害 1,050万円																																																
入院(1日あたり)	9,000円	入院(1日あたり) 6,000円																																																
通院(1日あたり)	6,000円	通院(1日あたり) 4,000円																																																
手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額																																																		
特定感染症	補償します	補償します																																																
天災	×	補償します																																																
傷害部分	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)																																																
本人のケガ	死亡 500万円	後遺障害 15~500万円																																																
対人	入院(1日あたり) 3,000円	通院(1日あたり) 2,000円																																																
対物	手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額																																																	
見死舞亡金																																																		
賠償部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対人</th> <th>対人、対物共通 最高 5億円</th> <th>対人、対物共通 最高 5億円</th> </tr> </thead> </table>			対人	対人、対物共通 最高 5億円	対人、対物共通 最高 5億円	賠償部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対人</th> <th>1名あたり 最高1億円</th> <th>最高2億円</th> </tr> </thead> </table>	対人	1名あたり 最高1億円	最高2億円																																							
対人	対人、対物共通 最高 5億円	対人、対物共通 最高 5億円																																																
対人	1名あたり 最高1億円	最高2億円																																																
見死舞亡金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>死本人の</th> <th>死亡 30万円</th> <th>死亡 30万円</th> </tr> </thead> </table>			死本人の	死亡 30万円	死亡 30万円	見死舞亡金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>死本人の</th> <th>1事故あたり 最高500万円</th> </tr> </thead> </table>	死本人の	1事故あたり 最高500万円																																								
死本人の	死亡 30万円	死亡 30万円																																																
死本人の	1事故あたり 最高500万円																																																	
保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ボランティア1名 年間(中途加入でも同じ)</th> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>700円</td> </tr> </thead> </table>			ボランティア1名 年間(中途加入でも同じ)		500円	700円	保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区分 30円</td> <td>1泊2日 248円 4泊5日 328円</td> </tr> <tr> <td>B区分 128円</td> <td>2泊3日 256円 5泊6日 336円</td> </tr> <tr> <td>C区分 251円</td> <td>3泊4日 264円 6泊7日 344円</td> </tr> </tbody> </table>	I型	II型	A区分 30円	1泊2日 248円 4泊5日 328円	B区分 128円	2泊3日 256円 5泊6日 336円	C区分 251円	3泊4日 264円 6泊7日 344円																																	
ボランティア1名 年間(中途加入でも同じ)																																																		
500円	700円																																																	
I型	II型																																																	
A区分 30円	1泊2日 248円 4泊5日 328円																																																	
B区分 128円	2泊3日 256円 5泊6日 336円																																																	
C区分 251円	3泊4日 264円 6泊7日 344円																																																	
加入できる人や対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償であること(交通費、食事代など除く)</li> <li>・自助活動ではないこと</li> <li>・活動のための会議や、往復途上も含む</li> </ul>			加入できる人や対象となる活動	ボランティア団体や市民団体が主催する行事(スポーツ活動や自助活動も含む)																																													
保険有効期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)			保険有効期間	行事期間中 (開催1週間前までに受付が必要)																																													
補償内容	各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険			補償内容	移送サービス活動に 移送中事故傷害保険																																													
傷害部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本参加者のケガ</th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>202万円</td> <td>死亡 500万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>6~202万円</td> <td>後遺障害 15~500万円</td> </tr> <tr> <td>入院(1日あたり)</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院(1日あたり)</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対人</td> <td>1名あたり 1億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>500万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見死舞亡金</td> <td>死本人の</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			本参加者のケガ	Aプラン	Bプラン	死亡	202万円	死亡 500万円	後遺障害	6~202万円	後遺障害 15~500万円	入院(1日あたり)	3,000円		通院(1日あたり)	2,000円		手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額			対人	1名あたり 1億円		対物	500万円		見死舞亡金	死本人の		傷害部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I型(車輌特定)</th> <th>II型(車輌不特定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡 266.0万円</td> <td>死亡 192.4万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害 7.9~266.0万円</td> <td>後遺障害 5.7~192.4万円</td> </tr> <tr> <td>入院(1日あたり) 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院(1日あたり) 2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見死舞亡金</td> <td>死本人の</td> </tr> </tbody> </table>	I型(車輌特定)	II型(車輌不特定)	死亡 266.0万円	死亡 192.4万円	後遺障害 7.9~266.0万円	後遺障害 5.7~192.4万円	入院(1日あたり) 3,000円		通院(1日あたり) 2,000円		手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額		対人		対物		見死舞亡金	死本人の
本参加者のケガ	Aプラン	Bプラン																																																
死亡	202万円	死亡 500万円																																																
後遺障害	6~202万円	後遺障害 15~500万円																																																
入院(1日あたり)	3,000円																																																	
通院(1日あたり)	2,000円																																																	
手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額																																																		
対人	1名あたり 1億円																																																	
対物	500万円																																																	
見死舞亡金	死本人の																																																	
I型(車輌特定)	II型(車輌不特定)																																																	
死亡 266.0万円	死亡 192.4万円																																																	
後遺障害 7.9~266.0万円	後遺障害 5.7~192.4万円																																																	
入院(1日あたり) 3,000円																																																		
通院(1日あたり) 2,000円																																																		
手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額																																																		
対人																																																		
対物																																																		
見死舞亡金	死本人の																																																	
保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,900円</td> <td>6,300円</td> </tr> </tbody> </table>			Aプラン	Bプラン	4,900円	6,300円	保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円 (車定員1名あたり)</td> <td>2,000円 (記名利用者1名あたり)</td> </tr> </tbody> </table>	I型	II型	2,000円 (車定員1名あたり)	2,000円 (記名利用者1名あたり)																																					
Aプラン	Bプラン																																																	
4,900円	6,300円																																																	
I型	II型																																																	
2,000円 (車定員1名あたり)	2,000円 (記名利用者1名あたり)																																																	
加入できる人や対象となる活動	営利目的ではないが利用者から実費を越える報酬を得ている活動、団体			加入できる人や対象となる活動	移送サービスを実施するサービス実施主体の運転者、同乗のスタッフがその利用者																																													
保険有効期間	毎年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は翌月15日~)			保険有効期間	毎年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は翌月15日~)																																													

市町村の社会福祉協議会へ保険料とともにお申し込みください



三井住友海上火災保険株式会社

大阪金融公務部 第四課 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-4-9

TEL.06-6233-1536 FAX.06-6233-0204

ホームページ [www.ms-ins.com](http://www.ms-ins.com)

各種損害保険・生命保険取扱 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号  
大阪センタービル2階(伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686